



熊本県公報

第13278号
令和5年(2023年)
10月31日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の供用開始..... (道路保全課) 1
- 熊本県立湧心館高等学校通信制学習者用端末ほかの競争入札
参加資格等..... (管理調達課) 2
- 電子申請を利用して納付される手数料等に関する指定納付受
託者の指定..... (会計課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定..... (高齢者支援課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定..... (") 3
- 鳥獣保護区の期間更新..... (自然保護課) 3
- 鳥獣保護区の期間更新..... (") 3
- 鳥獣保護区の期間更新..... (") 4
- 鳥獣保護区の期間更新..... (") 4
- 鳥獣保護区の期間更新..... (") 4
- 鳥獣保護区の期間更新..... (") 5
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定..... (") 5
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定..... (") 6
- 休猟区の指定..... (") 6
- 休猟区の指定..... (") 6
- 休猟区の指定..... (") 6
- 特定猟具使用禁止区域の指定..... (") 7
- 特定猟具使用禁止区域の指定..... (") 8
- 指定猟法禁止区域の指定..... (") 8
- 信用協同組合検査要項の廃止..... (商工振興金融課) 8
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止..... (社会福祉課) 8
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の変更..... (") 9
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の指定..... (") 9

公 告

- 熊本県立湧心館高等学校通信制学習者用端末ほかの一般競争
入札の実施..... (管理調達課) 10
- 農用地利用集積等促進計画の認可..... (農地・担い手支援課) 14
- 大規模小売店舗立地法の規定に基づく変更届出..... (商工振興金融課) 15
- 大規模小売店舗立地法の規定に基づく変更届出..... (") 15
- 県立学校用電子黒板ほか調達に係る落札者の決定..... (管理調達課) 16

登 載 依 頼

- 指定講習機関の代表者の変更..... (警察本部運転免許試験課) 16
- 運転免許取得者等教育の認定を受けている自動車教習所の代
表者の変更..... (") 17
- 運転免許取得者等検査の認定を受けている自動車教習所の代
表者の変更..... (") 17
- 令和5年度(2023年度)第2回鹿本地域保健医療推進協
議会の開催..... (鹿本地域保健医療推進協議会) 17
- 環境影響評価準備書の一般意見の募集..... (株式会社ジェイウインド) 18

告 示

熊本県告示第786号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の
供用を開始する。
その関係図面は、令和5年(2023年)10月31日から60日間、熊本県土木部道
路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和5年(2023年)10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	325号	菊池市赤星字寿毛賀 1377番地先から 菊池市赤星字福土 1628番地先まで	544.5	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)11月1日

熊本県告示第787号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和5年(2023年)10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

熊本県立湧心館高等学校通信制学習者用端末ほか

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和5年(2023年)11月10日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)9月1日から令和7年(2025年)10月31日(熊本県の休日を含む)までに行う。

熊本県告示第788号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者として次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年(2023年)10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 名称及び所在地

株式会社トラストバンク
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

2 指定をした日

令和5年(2023年)10月16日

3 納付事務を行うことができる歳入等の種類

熊本県電子申請(LOGOフォーム)を利用して納付される手数料等

4 納付事務を行うことができる期間

令和5年(2023年)11月1日から令和6年(2024年)3月31日まで

熊本県告示第789号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年（2023年）10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ヒューマンケアブロッサムズ	訪問看護ステーションブロッサムやつしろ	八代市郡築三番町81番2号103号室	令和5年（2023年）11月1日	訪問看護

熊本県告示第790号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和5年（2023年）10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ヒューマンケアブロッサムズ	訪問看護ステーションブロッサムやつしろ	八代市郡築三番町81番2号103号室	令和5年（2023年）11月1日	介護予防訪問看護

熊本県告示第791号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年（2023年）10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 名称 三加和鳥獣保護区
- 区域 和水町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 面積 820ヘクタール
- 存続期間 令和5年（2023年）11月1日から令和15年（2033年）10月31日まで
- 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、和水町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第792号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年（2023年）10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 名称 鞍岳鳥獣保護区
- 区域 菊池市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本

- 部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 332ヘクタール
 - 4 存続期間 令和5年(2023年)11月1日から令和15年(2033年)10月31日まで
 - 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、菊池市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第793号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
 令和5年(2023年)10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 黒岩鳥獣保護区
- 2 区域 山都町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 484ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年(2023年)11月1日から令和15年(2033年)10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、山都町等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第794号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
 令和5年(2023年)10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 人吉・紅取鳥獣保護区
- 2 区域 人吉市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 641ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年(2023年)11月1日から令和15年(2033年)10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、人吉市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第795号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
令和5年（2023年）10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 本渡映柑湖鳥獣保護区
- 2 区域 天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 42ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年（2023年）11月1日から令和15年（2033年）10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、天草市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第796号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
令和5年（2023年）10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 牛深鳥獣保護区
- 2 区域 天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,690ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年（2023年）11月1日から令和15年（2033年）10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、天草市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員の巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第797号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区を指定するので、同条第4項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
令和5年（2023年）10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 鞍岳鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区域 菊池市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 90ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年（2023年）11月1日から令和15年（2033年）10月31日まで
- 5 特別保護地区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、菊池市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、特別保護地区の境界が明らかに

なるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、特別保護地区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第798号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区を指定するので、同条第4項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
 令和5年（2023年）10月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 人吉・紅取鳥獣保護区人吉・紅取特別保護地区
- 2 区域 人吉市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 11ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年（2023年）11月1日から令和15年（2033年）10月31日まで
- 5 特別保護地区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、人吉市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、特別保護地区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護管理員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、特別保護地区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第799号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。
 令和5年（2023年）10月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 東緑川休猟区
- 2 区域 山都町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,046ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年（2023年）11月1日から令和8年（2026年）10月31日まで

熊本県告示第800号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。
 令和5年（2023年）10月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 田川休猟区
- 2 区域 芦北町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,250ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年（2023年）11月1日から令和8年（2026年）10月31日まで

熊本県告示第801号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の全部を第二種特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等を行うことができる区域に指定するので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年（2023年）10月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 柱岳休猟区
- 2 区域 天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 3,920ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年（2023年）11月1日から令和8年（2026年）10月31日まで

熊本県告示第802号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年（2023年）10月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 小川特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 宇城市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 52ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年（2023年）11月1日から令和15年（2033年）10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第803号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年（2023年）10月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 横島特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 玉名市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 324ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年（2023年）11月1日から令和15年（2033年）10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第804号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年（2023年）10月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 大峰特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 西原村（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 173ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年（2023年）11月1日から令和15年（2033年）10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第805号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において

読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。
令和5年(2023年)10月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 八代干拓特定猟具(銃器)使用禁止区域
- 2 区域 八代市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 1,380ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年(2023年)11月1日から令和15年(2033年)10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第806号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。
令和5年(2023年)10月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 田浦海岸特定猟具(銃器)使用禁止区域
- 2 区域 芦北町(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 286ヘクタール
- 4 存続期間 令和5年(2023年)11月1日から令和15年(2033年)10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第807号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第15条第1項の規定により指定猟法禁止区域を指定するので、同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
令和5年(2023年)10月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 八代指定猟法禁止区域(鉛製銃弾による狩猟禁止規制地域)
- 2 区域 八代市(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。なお、当該図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 面積 2,328ヘクタール
- 4 存続期間 平成15年(2003年)11月1日から当分の間

熊本県告示第808号

信用協同組合検査要項を廃止する要項を次のように定める。
令和5年(2023年)10月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

信用協同組合検査要項を廃止する要項
信用協同組合検査要項(昭和37年熊本県告示第737号)は、廃止する。
附 則
この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第809号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。
令和5年(2023年)10月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
岡外科胃腸科医院	八代市岡町谷川1068	令和5年(2023年)

		8月16日
(歯科)		
医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
那須歯科医院	人吉市灰久保町19-2.	令和4年(2022年) 8月2日
(薬局)		
医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
やつしろ調剤薬局	八代市通町5-12	令和5年(2023年) 8月10日
有限会社あかね薬局	水俣市天神町1丁目3-1 4	令和5年(2023年) 8月31日
やまと薬局	阿蘇市内牧300	令和5年(2023年) 8月31日
阿蘇門前町薬局	阿蘇市一の宮町宮地186 3-4	令和5年(2023年) 8月31日
(訪問看護)		
医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
訪問看護ステーション のぞみ	球磨郡錦町大字西825番 地1101 シャトレーポ ワリエiv A201.	令和5年(2023年) 9月30日

熊本県告示第810号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。
令和5年(2023年)10月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称 及び所在地	変更事項		変更年月日
	旧	新	
山村皮膚科医院 荒尾市大島字角 田101-6	所在地		令和5年(2023年)8月16日
	荒尾市大島字角田1 33-5	荒尾市大島字角田1 01-6	

(訪問看護)

医療機関の名称 及び所在地	変更事項		変更年月日
	旧	新	
訪問看護ステー ション ハイビ スカス 上益城郡御船町 豊秋1557	所在地		令和3年(2021年)9月1日
	上益城郡御船町豊秋 1466	上益城郡御船町豊秋 1557	

熊本県告示第811号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。
令和5年(2023年)10月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
---------	----------	-------

ハビリス白千鳥クリニック (薬局)	荒尾市蔵満1858-1	令和5年(2023年) 9月1日
----------------------	-------------	---------------------

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
鏡調剤薬局 県道14号 店	八代市鏡町鏡村918-4	令和5年(2023年) 9月1日
うさぎ薬局水俣店	水俣市天神町1丁目3-1 4	令和5年(2023年) 9月1日

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
社会福祉法人恩賜財団 済生会みすみ病院訪問看 護ステーション みすみ	宇城市三角町波多775- 1	令和5年(2023年) 10月6日
訪問看護ステーション むすび	上益城郡益城町古閑511	令和5年(2023年) 9月21日
フォーシーズン訪問看護 ステーション	宇城市松橋町久具2059 -1	令和5年(2023年) 8月4日

公 告

熊本県公告第674号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
熊本県立湧心館高等学校通信制学習者用端末ほか 発注仕様書のとおり
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 調達物品の仕様等
発注仕様書による。
- (4) 納入期限
令和6年(2024年)3月22日(金)
- (5) 納入場所
熊本県熊本市中央区出水四丁目1番2号ほか
熊本県立湧心館高等学校ほか4校
- (6) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備をしている者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額
入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする(配送費等納入に要する一切の費用を含む)。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (9) 最低制限価格の設定

- この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
- (1) 次の(1)から(5)までに掲げる条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
- なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの間（受付け期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。）の提出期間の末日までに登録内容の変更届を含む。）の受付け期間
- イ 公告の日から令和5年（2023年）11月10日（金）午後5時まで
- ウ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- エ 競争入札参加資格申請書の様式、手引等の入手先
熊本県ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。
- イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付け期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県教育庁教育政策課へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（4(2)により取得することのできる本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）のうち、「仕様適合証明願（書）」による。）を受けた者であること。なお、熊本県教育庁教育政策課の審査を受付ける期間は公告の日から令和5年（2023年）11月10日（金）午後5時までとする。ただし、受付け期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の末日までに間に合わない場合もある。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
- この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件を満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 2(5)の仕様適合証明願（書）
- (2) 提出方法
- 電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法等を記入の上、電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
- 公告の日から令和5年（2023年）11月28日（火）午後5時まで
- (4) 提出先
- 1 (2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
- 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
- 1 (2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和5年（2023年）11月28日（火）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)12月13日(水)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和5年(2023年)12月12日(火)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和5年(2023年)12月13日(水)午前10時

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和5年(2023年)12月12日(火)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の中に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に入札関係様式のうち再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時まで再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書を提出しなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消をすることができない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合、その落札の決定を取り消すものとする。

- ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 紙入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 紙入札方式による入札において記名を欠く入札
- エ 紙入札方式による入札において金額を訂正した入札
- オ 紙入札方式による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 紙入札方式による入札において2以上の意思表示をした入札
- ケ 紙入札方式による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- コ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ク 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
- シ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- ス 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。ただし、入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。

1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

- ア 入札金額の総額と単価の取り違い
- イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者として選定された者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。）

(10) 入札保証金
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実と認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の期限

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）との入札に付する事項の種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(ア)に該当する場合には、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合には、入札関係様式に定める履行証明願（書）

c 提出期限 5(3)の申出期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、電子入札システム利用届、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1)Name and quantity of the products to be purchased:
Personal computers : 723 set
Charge storages : 20 set
- (2)Delivery period:
March 22nd, 2024
- (3)Delivery Place:
Kumamoto Prefectural Yuushinkan Senior High School, and other 4 Kumamoto Prefectural Senior High Schools
4-1-2 Izumi, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture, 862-0941, Japan, and other 4 Kumamoto Prefectural Senior High Schools
- (4)Date and Place for tender:
Date: December 13th, 2023 10:00am
Place:Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5)Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau, Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture 862-8570 Japan
Phone: 096-333-2580
- (6) Time-limit for tender by mail(Registered only):
Tender must arrive no later than December 12th, 2023
- (7)Other:
Language:Japanese
Currency:Japanese Yen

熊本県公告第675号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年（2023年）10月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
宮石 崇	葦北郡芦北町鶴木山	葦北郡芦北町大字花岡字中村上768番ほか1筆
小屋野 隆敏	玉名市岱明町庄山	玉名市岱明町三崎字井手口1195番ほか1筆
守屋 伸彦	熊本市南区城南町塚原	熊本市南区城南町塚原字北宮下114番1
森 日出輝	熊本市西区小島下町	熊本市西区中原町字四反割1692番ほか19筆
上村 伸之	熊本市西区河内町河内	熊本市西区河内町河内字居石1627番ほか10筆
岡本 拓也	熊本市南区富合町小岩瀬	熊本市南区富合町小岩瀬字渡唐坊687番3ほか6筆
農事組合法人走潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟227番1ほか10筆
中島 明倫	宇土市野鶴町	宇土市新開町字中潟1054番1ほか2筆
竹下 見親	宇土市野鶴町	宇土市新開町字今村1155番1ほか1筆
岩下 優作	宇土市野鶴町	宇土市新開町字築篁1552番
西山 幸司	上益城郡山都町長田	上益城郡山都町長田字上三ツ枝626番 一時利用地 上益城郡山都町長田字上三ツ枝18番ほか

1 筆

2 認可年月日
令和5年(2023年)10月23日

熊本県公告第676号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
令和5年(2023年)10月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートリアル山鹿店
山鹿市山鹿字永田池821番1外
- 2 変更しようとする事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 4,262平方メートル
(変更後) 4,947平方メートル
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 敷地北側 239台
(変更後) 敷地北側 273台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 駐輪場① トリアル棟北側 70台
(変更後) 駐輪場① トリアル棟北側 70台
 駐輪場② テナント棟南西側 10台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) 荷さばき施設① トリアル棟東側 120平方メートル
 荷さばき施設② トリアル棟東側 50平方メートル
(変更後) 荷さばき施設① トリアル棟東側 120平方メートル
 荷さばき施設② トリアル棟東側 50平方メートル
 荷さばき施設③ テナント棟東側 24平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 廃棄物保管等施設①② トリアル棟東側 53立法メートル
(変更後) 廃棄物保管等施設①② トリアル棟東側 53立法メートル
 廃棄物保管等施設③ テナント棟東側 3.5立法メートル
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 株式会社トリアルカンパニー 24時間
(変更後) 株式会社トリアルカンパニー 24時間
 未定 開店時刻：午前10時
 閉店時刻：午後8時
 - イ 荷さばき施設において荷さばきを行なうことができる時間帯
(変更前) 荷さばき施設① 24時間
 荷さばき施設② 24時間
(変更後) 荷さばき施設① 24時間
 荷さばき施設② 24時間
 荷さばき施設③ 午前6時から午後10時まで

3 変更する年月日
令和6年(2024年)6月12日

4 届出年月日
令和5年(2023年)10月11日

5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部鹿本地域振興局総務振興課
令和5年(2023年)10月31日から令和6年(2024年)2月29日まで

6 その他
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年(2024年)2月29日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第677号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の

規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和5年(2023年)10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
菊陽MEGA MALL【A区画】
菊池郡菊陽町大字津久礼2527番地2
- 2 変更しようとする事項の概要
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前)開店時刻：午前7時00分
(変更後)開店時刻：午前6時30分
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前)午前6時30分から翌午前0時30分まで
(変更後)午前6時00分から翌午前0時30分まで
- 3 変更する年月日
令和5年(2023年)10月13日(予定)
- 4 届出年月日
令和5年(2023年)10月12日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県北広域本部総務部振興課
令和5年(2023年)10月31日から令和6年(2024年)2月29日まで
- 6 その他
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年(2024年)2月29日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第678号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和5年(2023年)10月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立学校用電子黒板ほか 発注仕様書のとおり
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年(2023年)9月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
西部電気工業株式会社 熊本支社
熊本市北区徳王一丁目6番8号
- 5 落札金額
70,290,000円(うち消費税及び地方消費税の額6,390,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和5年(2023年)8月8日

登載依頼

熊本県公安委員会告示第8号

指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項の規定により、指定講習機関から次のように変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年10月31日

熊本県公安委員会委員長 宮尾千加子

指定講習機関の名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容	変更年月日
株式会社中央自動車学校 大阪市中央区松屋町3番23号 松任 登	中央自動車学校 熊本市中央区坪井六丁目10番1号	代表者の氏名	塩森 大典	令和5年5月19日
八代開発新興株式会社 八代市井上町91番地 田崎るみ子	八代自動車学校 八代市井上町91番地	代表者の氏名	廣野 邦彦	令和5年7月13日

熊本県公安委員会告示第9号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定教育実施者から次のように変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年10月31日

熊本県公安委員会委員長 宮尾千加子

認定教育実施者の名称、住所及び代表者の氏名	運転免許取得者等教育に使用する施設の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容	変更年月日
株式会社中央自動車学校 大阪市中央区松屋町3番23号 松任 登	中央自動車学校 熊本市中央区坪井六丁目10番1号	代表者の氏名	塩森 大典	令和5年5月19日
八代開発新興株式会社 八代市井上町91番地 田崎るみ子	八代自動車学校 八代市井上町91番地	代表者の氏名	廣野 邦彦	令和5年7月13日

熊本県公安委員会告示第10号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第8条第1項の規定により、認定検査実施者から次のように変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年10月31日

熊本県公安委員会委員長 宮尾千加子

認定検査実施者の名称、住所及び代表者の氏名	運転免許取得者等検査に使用する施設の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容	変更年月日
株式会社中央自動車学校 大阪市中央区松屋町3番23号 松任 登	中央自動車学校 熊本市中央区坪井六丁目10番1号	代表者の氏名	塩森 大典	令和5年5月19日
八代開発新興株式会社 八代市井上町91番地 田崎るみ子	八代自動車学校 八代市井上町91番地	代表者の氏名	廣野 邦彦	令和5年7月13日

鹿本地域保健医療推進協議会公告第3号

令和5年度（2023年度）第2回鹿本地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり

開催する。

なお、当協議会の傍聴手続は、次のとおりとする。

令和5年(2023年)10月31日

鹿本地域保健医療推進協議会

- 1 開催日時
令和5年(2023年)11月8日(水)午後1時30分から(1時間30分程度)
- 2 開催場所
山鹿市山鹿1026-3
熊本県鹿本総合庁舎 3階大会議室
- 3 議題
(1) 第8次熊本県保健医療計画(鹿本圏域編)(案)について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
山鹿市山鹿1026-3
熊本県鹿本地域保健医療推進協議会事務局(熊本県山鹿保健所総務福祉課内)
(電話0968-44-4121)

公告

環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第14条第1項の規定により作成した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)について、同法第16条の規定により一般の意見を求めるので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。また、同法第17条第1項の規定により開催する準備書の記載事項を周知するための説明会(以下「説明会」という。)を開催するので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年10月31日

株式会社ジェイウインド 代表取締役社長 斉藤 文彦

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
(1) 名称 株式会社ジェイウインド
(2) 代表者の氏名 代表取締役社長 斉藤 文彦
(3) 主たる事務所の所在地 東京都中央区銀座六丁目15番1号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
(1) 名称 (仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム
(2) 種類 風力発電(陸上)
(3) 規模 風力発電所の設備の出力:17,200kW
風力発電機の基数:4基(予定)
単基の定格出力4,300kW程度
- 3 対象事業が実施されるべき区域
熊本県阿蘇郡西原村小森及び鳥子並びに菊池郡大津町外牧 他
- 4 関係地域の範囲
熊本県阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、菊池郡大津町、阿蘇市
- 5 準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
(1) 場所
ア 熊本県庁(行政棟本館1階情報プラザ)
イ 熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局(1階玄関)
ウ 西原村役場(1階ロビー)
エ 大津町役場(環境保全課窓口)
オ 南阿蘇村役場(1階ロビー、エレベーター横)
(2) 期間 令和5年10月31日(火)から令和5年11月30日(木)まで
(3) 時間 各縦覧場所の開庁日・開庁時間に準ずる
(4) <https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>
- 6 意見書の提出
準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者に提出することができる。
- 7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
(1) 提出期限 令和5年12月14日(木)当日消印有効
(2) 提出方法 後述の意見書の提出に必要な事項を記載し、問い合わせ先まで郵送(当日消印有効)、又は縦覧場所(熊本県庁を除く)に設置された意見書箱への投函。
(3) 意見書の提出に必要な事項
意見書には次に掲げる事項を記載すること。

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその
 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 イ 意見書の提出の対象である準備書の名称
 ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載
 すること。）

8 説明会の開催を予定する日時及び場所

- (1) 日時 令和5年11月14日（火）午後6時30分から
 場所 西原村生涯学習センター山河の館（2階大研修室）
 阿蘇郡西原村大字小森3256
- (2) 日時 令和5年11月15日（水）午後6時30分から
 場所 久木野総合センター（旧久木野庁舎下）
 阿蘇郡南阿蘇村大字河陰151-2
- (3) 日時 令和5年11月16日（木）午後6時30分から
 場所 亀の井ホテル阿蘇（1階会議室）
 阿蘇市一の宮町宮地5936
- (4) 日時 令和5年11月17日（金）午後6時30分から
 場所 大津町生涯学習センター（中央公民館2階中会議室）
 菊池郡大津町引水62

9 問合せ先

株式会社ジェイウインド
 〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号（電源開発株式会社内）
 TEL 03-3546-9600
 （午前9時00分から午後5時00分まで（土日・祝日を除く））
 担当：横井・門馬